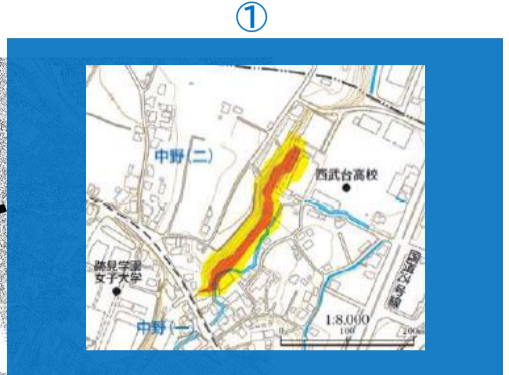
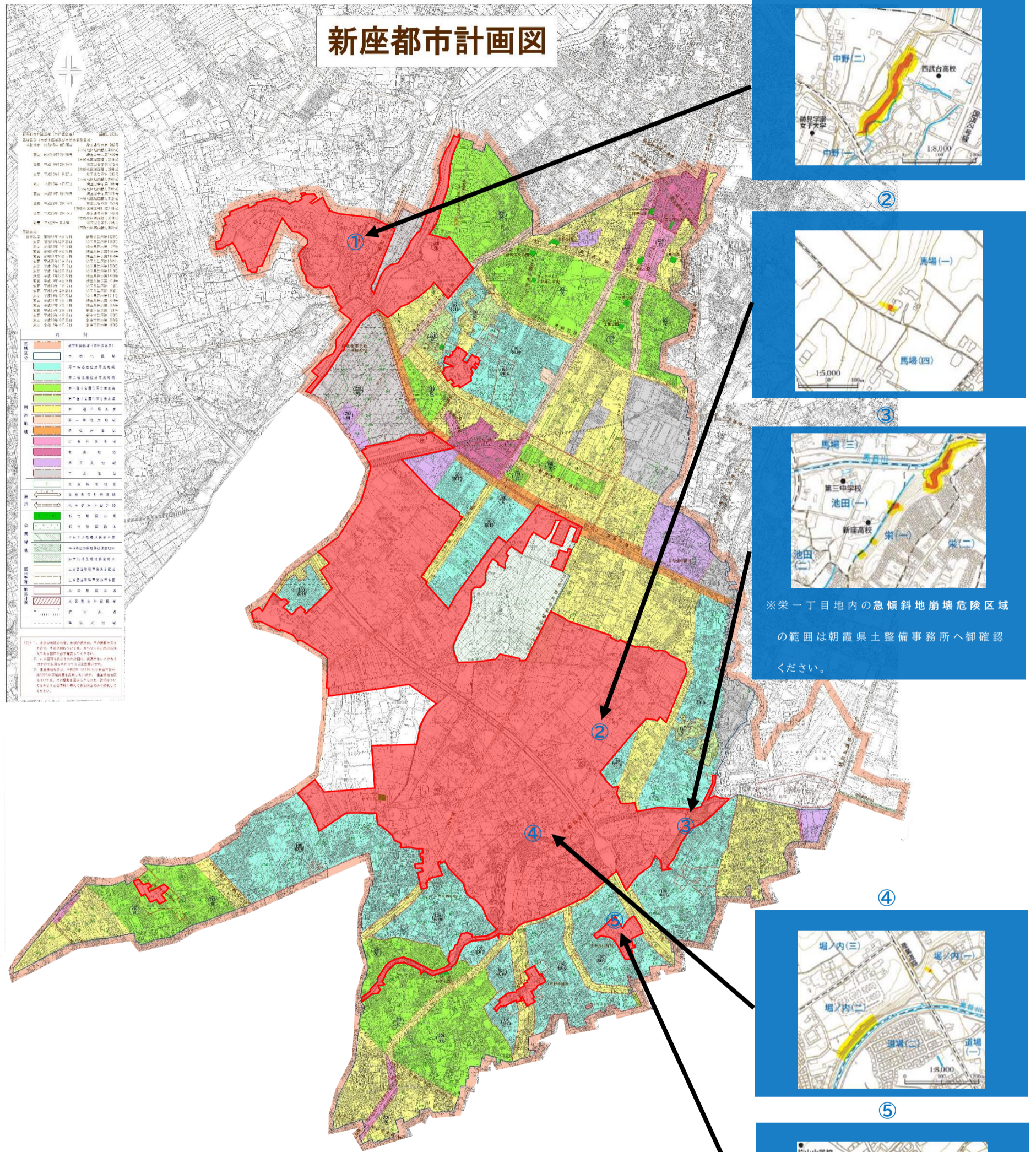


令和4年4月1日から、現行の既存の集落（赤い区域）から以下の①～⑤の区域及び急傾斜地崩壊危険区域を除外します。



※既存の集落の範囲や建替えの可否は、建築計画の段階で事前に窓口等でご相談ください。

※上の地図で用途地域の確認は行わないでください。用途地域の確認はまちづくり計画課（令和4年4月1日以降は都市計画課）の窓口又は新座市のホームページ（にいぎマップ）にてお願いします。

凡例

既存の集落

令和4年4月1日付けで既存の集落から除外する区域の箇所

①～⑤

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

※土砂災害（特別）警戒区域図は新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和3年3月発行）から引用